# 在勤手当の改定に関する勧告

平成２３年７月
外務人事審議会

平成２３年７月

# 在勤手当の改定に関する勧告

外務人事審議会

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（以下，名称位置給与法）は，その第８条において，「審議会は，前条の調査報告書その他の資料により，たえず在勤手当の額を検討し，その改訂の必要があると認める場合には，適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。」旨規定している。

在勤手当は外務省在外職員が在外勤務にあたってその職務と責任に応じて能率を十分に発揮するために支給される手当であるが，本審議会の果たすべき主要な役割の一つがこの在勤手当の改定に関する勧告である。

本審議会は，昨年同様，在勤手当に関し，名称位置給与法第７条の「調査報告書」に加え，同８条の「その他の資料」として，広く統計その他の調査結果を用いて検討を行い，その具体的な水準の適切性，透明性や国民に対するアカウンタビリティを向上させるため，勧告を行うこととした。

また，この勧告が外務大臣によって有効に活用されるため，外務省の翌年度予算の概算要求前にこの勧告を提出することとし，本年２月以降，勧告の具体的内容につき活発な議論を行ってきた。かかる観点から，特に，案件の性格に応じ早急な対応が必要であり，かつ，それが可能と考えられるものについては，「平成２４年度予算で検討すべき課題」とし，時間をかけて制度改善を検討すべき事項は「中長期的課題」として区分して扱うこととした。この点も昨年の

勧告の形式と同様である。

本審議会は，本７月２６日，平成２４年度の外務省による予算概算要求に先立ち，下記のとおり勧告する。外務大臣におかれては，本勧告も参考とされつつ，在勤手当に関する予算概算要求作業に取り組んで頂ければ幸いである。

記

１．総論

（１）本審議会は，在外職員の勤務・生活実態を踏まえて，在勤手当の改定に関して議論してきたが，特にその中で，近年，財政事情による人件費の削減措置，一部地域での物価上昇，政情不安・内乱等による勤務・生活環境の悪化に伴い，もともと経済的に余裕のない若手職員の負担が大きなものとなっている実態があることがわかってきた。若手職員が希望をもって海外勤務に赴ける環境を整えるように，改善策を検討していくべきである。

（２）後述のとおり，緊急事態が発生した在勤地において，職員個人が多大な金銭的負担を負ったり，一時的に自己資金による立て替え払いをしなければならないケースがみられる。また，今次勧告では，前払い家賃に対する住居手当の一括支給を取り上げたが，その問題以外にも，例えば，一般に公務員が出張旅費等公務に伴う費用の立替え払いや規程の旅費では宿泊料が賄い切れないことがあり，外務省職員の場合，外国旅費のような多額の経費をいったん自己資金で立て替えたり，不足分の自己負担を強いられるといった極めて不合理な事例も散見されている。

（３）本審議会としては，こうした現状を改め，在外勤務に赴く職員の金銭

的・精神的不安を可能な限り取り除いていくことが，我が国外交の「足腰」部分の強化の観点から，重要であると考える。

２．現行の在勤手当の水準

（１）本審議会は，在勤手当の具体的な額について勧告を行う前提として，昨年同様，まず，現行の水準について検証を行った。

（２）名称位置給与法は，在勤手当の額に関し「在勤手当は，在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし，その額は，在外職員がその体面を維持し，且つ，その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価，為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。」とし，在勤手当が在外職員の生活経費として支給されるものとして規定している。

（３）在勤手当のうち，主たる生活経費として定額支給されている在勤基本手当については，従来，一般的生活経費と途上国勤務の際の勤務・生活環境の厳しさに応じた加算（外務省ではこの加算を「特定勤務地加算」と定めている。）により構成されている。このうち，一般的生活経費については，海外勤務中の日常的生計費及び海外赴任に伴う特有の経費を，国家公務員として支給される給与（基本給）と在勤基本手当とで賄うとの考え方により算定してきた。この考え方は，本邦勤務の際の生活水準を維持することを目的とする点で日本の海外進出民間企業の約７６％が用いている所謂「購買力補償方式」と同様の考え方であると見ることができ，基本的に妥当なものだと考えられる。

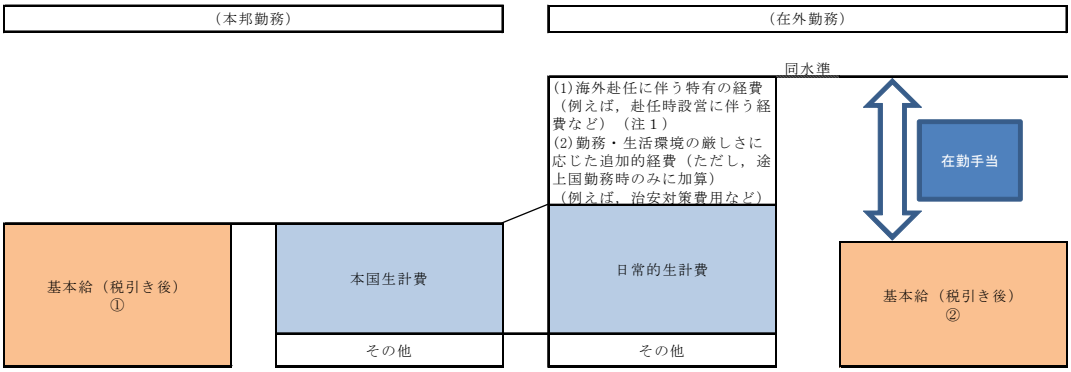


（注１）海外赴任は，例えば，家電では，日本の仕様・規格が海外では適合しないことが多いため，赴任時に購入せざるを得ないため，国内赴任とは異なる経費が発生する。

（注２）②の基本給では①で支給される地域手当，管理職手当や超過勤務手当等は支給されず減額となる。

（４）一方，「特定勤務地加算」については，勤務・生活環境の厳しい途上国公館に勤務する際には，治安対策費用や物資調達等の追加的経費がかかることから，一般的生活経費に一定程度の割合を乗じた額を定めている。

（５）上記（３）の一般的生活経費の具体的な金額の算定に当たっては，外務省が，広く在外公館所在地における一般的生活経費について，民間調査機関による調査を行った。この調査は，本年４月～６月にかけて実施され，①本邦における標準的生計費支出を基にした世界１８３カ所における海外駐在員の日常的生計費調査及び②海外赴任に伴う特有の経費に関する民間企業との比較調査の結果が本審議会に提出された。本審議会は，この調査結果を名称位置給与法第８条に規定する「その他の資料」として活用し，在勤手当の額の検討を行った。

今回の調査の結果，在勤基本手当の水準については，次のような結論が出された。

（６）まず，本邦勤務の際の生活水準を維持するための経費を給与と在勤手当で賄うとの前提（購買力補償，「No Loss．No Gain」の原則）に立ち，昨年と同様，各地の日常的生計費と海外赴任に伴う特有の経費に関する調査結果のデータを使用して，あるべき手当額を試算した（注１）。この額に各公館毎に各職種の定員数を乗じていく形で在勤基本手当の年間予算適正額を算出し，本年度の予算額との比較を行った。この結果，現行の在勤基本手当の水準は公館毎にみれば調整を要するものの，同手当の年間予算総額としてみれば，現行の予算額は概ね適正であるとの結論となった（注２）。

（注１）一般的生活経費調査に基づく手当の額の算出方法

在勤基本手当の額＝（本邦勤務における生計費）×（在勤地の生計費指数）＋（海外赴任に伴う特有の経費）（＋「特定勤務地加算」）

（注２）在勤基本手当の年間予算適正額試算（一般的生活経費調査の結果を反映した試算）

| | 23年度の手当水準<br>①　(注) | 生計費調査に基づく適正額<br>②　(注) | ②－① | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 比率 |
| 在勤基本手当 | 約172.4億円 | 約172.7億円 | 約0.3億円 | 0.2% |

（注）①は 23 年度予算の額を 23 年度末時点の定員数により調整を加えたもの。

②は一般的生活経費調査の結果を踏まえて①と同様に算定しなおした適正額。

（７）なお、昨年の本審議会による勧告において、調査結果のデータには、統計上の孤立値も含まれるため、調査結果の信頼性を得るため、１回の調査結果のみで手当の水準設定を行うことなく、３年間（３回）程度のデータの平均値を取るべきと指摘したとおり、本年においては、昨年の

調査結果とあわせた２回分の平均により、手当の水準設定を行うべきである。

３．平成２４年度予算で検討すべき課題

（１）緊急事態時の制度整備

（イ）平成２３年２月以降，中東・アフリカ地域において，現地の治安状況等により，大使館閉鎖・緊急退避に至る事態が相次いで発生したが（注１，注２），その際，現行制度の下では，職員が著しい不利益を被る事態が生じることが判明した。

（注１）一般的な退避措置には，次のような段階がある。

館員家族退避 → 一部館員退避 → 全館員退避

→ （長期化する場合）第三国に事務所設置，一部館員が駐在

（注２）平成２３年２月～７月の在外公館の状況

・大使館を一時的に閉鎖した公館

在イエメン大，在リビア大，在コートジボワール大

・館員家族を一時的に退避させた公館

在シリア大，在バーレーン大，在エジプト大，在ブルキナファソ大

（ロ）現行の名称位置給与法では，戦争，事変，内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館の館員が，一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた場合には，在勤手当は駐在する地を新在勤地とみなしてその地にある公館に定められた手当の額を支給することとされており（第９条の２第２項），元の在勤地の在勤手当は受給することができなくなる。

他方，これら退避館員は多くの場合，元の在勤地で居住していた住居の家賃を前払いしていたり，住居契約の解約手続きもできないままとなっているため，最終的にこれらの家賃が個人的負担となりかねない状況が生じている。

したがって，こうした職員個人の責に帰されない事態においては，職員に金銭的な負担を強いることは看過できず，早急に対処すべきである。

（ハ）また，退避の際には，自動車・家具の処分や，その他家財の持出しが困難な場合がほとんどであり，職員個人が多大な損害を被ることになるため，今後，何らかの方策を検討すべきである。

（２）赴任時設営経費に充当するための方策

（イ）本審議会は，昨年の「在勤手当の改定に関する勧告」において，在外職員が赴任・異動した際の設営経費として一時的にかなりの自己負担をしている実態にかんがみ，赴任時の設営経費を一括支給する方策を行うことに言及した。

本審議会としては，引き続き，赴任時設営経費として，移転料の不足分や家具・自動車の購入費等の他，住居に入居するための敷金や家主との契約により家賃の前払い等の負担の軽減のための方策をとるべきであると考える。

（ロ）このような中，本年については，赴任時設営経費軽減に向けた措置として，住居手当に関する以下の制度改善を提案する。

（ｉ）在外職員の居住する住居に係る家賃の支払い方法は，在勤地の商慣習や住居事情に従い，毎月払いや複数月の前払いなど様々である。（特に，中東・アフリカ地域では長期の前払いが多くなっている。）

しかし，現行の住居手当は，毎月払いと規定されていることから，例えば，１２ヶ月前払いの契約となっている在外職員は入居時に相当な額の自己資金を用意しなくてはならない。 また，前払い期間中に，異動や帰朝となり契約を解除する場合には，家主との契約状況によっては，残りの期間分の家賃が戻ってこないこともあるが，そうした場合でも住居手当の支給は離任時に打ち切られることとなっている。

（ⅱ）住居手当は住居賃貸契約に基づく実費支給の考え方をとっていることから，契約上定められた家賃の支払い方法に応じた支給方法に変更し，職員の個人的負担が生じないようにすべきである。（国内給与では，通勤手当が交通機関利用者の複数月定期券代の一括前払いを行っている。）

（３）住居手当に関する制度改善

住居手当については，以上に加え，次のような制度改善も必要である。

住居手当は，「家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額」（名称位置給与法）を元に算定しているが，もともと家具の備わっている住宅の場合で家賃に占める家具相当額が契約上明らかでないこともあることから，その場合は，家具を除いた家賃の額は，省令により一律契約家賃の１００分の９０とした額としている。

しかし，この制度では家賃相場が高額であればあるほど自己負担すべき家具相当額（家賃月額の１割）が高くなる。

このため，家賃の一定割合を家具相当分として控除することの妥当性について検証し，任地によって不公平な取扱いとならないような方策をとるべきである。

（４）子女教育手当に関する制度改善

子女教育手当については昨年次の本審議会勧告を受け，本年４月に成立した名称位置給与法において，高額な学費の自己負担を余義無くされている職員につき，抜本的な制度改善がなされた。審議会としてはさらに以下の追加的改善がなされることが望ましいと考える。

（イ）子女教育手当の加算額の支給対象言語の追加

（ⅰ）現行制度において，小学校・中学校・高等学校に就学する子女に対する子女教育手当の加算措置は，日本語・英語・仏語校に限定されている。

（ⅱ）しかし，在外職員の赴任地は，英語・仏語圏に限られず，また，英語・仏語以外のスペイン語や中国語等の特殊な語学を専門とする職員も多数あり，職員の子女も同伴して，英・仏語圏以外の地に繰り返し在住することもあるので，子女教育手当の加算措置は，英語・仏語に限定することなく，他の特殊な言語も対象とするべきである。

（ロ）子女教育手当の加算額の支給対象とする費目の追加

（ⅰ）現行制度において，子女教育手当の加算額の支給対象とする費目に係る経費は，子女教育手当の支給に関する規則（省令）において，入学金，授業料，登録料，強制的寄付金，スクールバス（外務大臣が指定した学校に限る。）とされており，教科書は支給対象費目とされていない。義務教育課程の子女が任地で就学する場合，日本の教科書については日本政府より無償で提供されるが，就学している現地校等で使用する教科書代は，現在本人負担となっている。

（ⅱ）子女教育手当の加算額の支給対象に新たにこうした教科書を含めるべきであり，また，その他学校教育に必要不可欠な項目の経費支

出がないかも検討する必要がある。

４．今後の継続的な中長期的検討課題

（１）昨年の本審議会による「在勤手当の改定に関する勧告」は，中期的・長期的視野に立ち，継続的に検討していく課題として，以下（イ）～（ヘ）に掲げる事項を記載した。

現在の在勤手当の制度は，昨年の勧告においても指摘したとおり，国内法令や予算制度上の制約から非常に複雑な仕組みとなっているため，今後は，現在の複雑な制度を出来る限り簡素化し，国民一般にとってわかりやすく，また運用しやすい制度に改善していく必要がある。このような基本的問題認識も踏まえつつ，以下の事項については引き続き本審議会で検討していくこととする。

（イ）勤務・生活環境の厳しい在勤地におけるハードシップ手当の導入

（ロ）単身赴任に対する措置の検討

（ハ）配偶者手当の見直し

（ニ）生活基盤確保のための継続的措置

（ホ）在外職員の赴任期間

（ヘ）為替・物価変動自動的反映

（２）あるべき住居手当制度

（イ）住居手当の自己負担額は，公務員宿舎に入居している外務省本省職員の支払っている使用料の平均額を基に設定しているが，上位号では公務員宿舎使用料より低負担になっている一方，下位号では公務員宿舎使用料に比べ高負担となっているため，民間企業の海外駐在員の実態等を踏まえ，あるべき負担額を今後検討していく必要がある。検討

に当たっては，在外職員の住居は上位号適用者の住居の外交活動の場としての役割，生活環境の厳しい在勤地における治安上の問題への配慮，本邦残留家族の住居費負担など在外勤務特有の諸問題もあることから，これらも踏まえ検討する必要がある。

（ロ）また，住居手当の自己負担については，家主との契約により，上記２（３）の家具相当額の他，共益費や光熱水料等の自己負担があり，場合によっては，契約家賃額の２０％～２５％が自己負担となってしまっている。

（ハ）このように現在の住居手当に係る制度は，自己負担のルールを含め制度全体としてかなり複雑で難解なものとなっていることから，民間企業の海外駐在員の実態等も参考とし，上記（１）の基本的問題意識に立ってできる限り簡素化すべく制度改善を検討する必要がある。

（３）なお，本審議会としては，今後，在外公館における公邸料理人制度についても我が国外交における「足腰」部分強化の観点から，雇用形態の在り方等を含む制度改善につき検討していくべきであると考える。

以上

# 外務人事審議会委員

| 氏　　名 | 職　名　等 | 任　命　日 |
|---|---|---|
| （会長）<br>三村　明夫（みむら　あきお） | 新日本製鐵取締役会長 | 平成１９年７月２０日任命<br>平成２１年７月２０日再任命<br>平成２３年７月２０日再任命 |
| （委員）<br>遠山　敦子（とおやま　あつこ） | 元文部科学大臣・新国立劇場運営財団理事長 | 平成１９年７月２０日任命<br>平成２１年７月２０日再任命<br>平成２３年７月２０日再任命 |
| 山内　昌之（やまうち　まさゆき） | 東京大学大学院総合文化研究科教授 | 平成１９年６月１９日任命<br>平成２１年６月１９日再任命<br>平成２３年６月１９日再任命 |
| 大村　厚至（おおむら　あつじ） | 日本人事試験研究センター理事長 | 平成２０年２月２９日任命<br>平成２２年５月２１日再任命 |
| 広瀬　晴子（ひろせ　はるこ） | 前モロッコ大使 | 平成２２年５月２１日任命 |
| 犬飼　重仁（いぬかい　しげひと） | 早稲田大学法学学術院教授 | 平成２２年５月２１日任命 |
| 西村　美香（にしむら　みか） | 成蹊大学法学部教授 | 平成２２年５月２１日任命 |

（了）